

令和4年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 5 月 11 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 所信表明
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度四万十町一般会計補正予算（第10号））
- 第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 同意第1号 副町長の選任について
- 第8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 第9 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 第10 同意第4号 固定資産評価員の選任について
- 第11 同意第5号 監査委員の選任について
- 第12 議案第44号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 四万十町選挙管理委員会及び補充員の選挙について
- 第14 閉会中の継続調査申出書の件について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第14まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

1 番	酒 井 祥 成 君	2 番	槇 野 章 君
3 番	林 健 三 君	4 番	古 谷 幹 夫 君

5 番 緒 方 正 綱 君
7 番 吉 村 アツ子 君
9 番 水 間 淳 一 君
11番 岩 井 優之介 君
13番 堀 本 伸 一 君
15番 橋 本 章 央 君

6 番 武 田 秀 義 君
8 番 下 元 昇 君
10番 中 屋 康 君
12番 田 邊 哲 夫 君
14番 村 井 眞 菜 君
16番 味 元 和 義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和4年第2回四万十町議会臨時会を開会します。

町長から、4月1日付で令和4年度の定期異動による職員の配置換えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせたい旨の申出がっております。

これを許可します。順次、自己紹介をお願いします。

会計管理者兼室長細川理香君。

○会計管理者（細川理香君） 4月の人事異動により会計管理者兼会計管理室長を拝命しました細川理香と申します。健康、健全な公金管理に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 総務課長兼選挙管理委員会事務局長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 総務課長の池上です。選挙管理委員会事務局長も兼ねることになりました。担うべき業務はたくさんありますけれども、できるだけシンプルに分かりやすく、明るく取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） この度の異動で農林水産課長となりました佐竹雅人と申します。

農林水産課といいますと、ご承知のとおり農業、林業、水産業と、大変守備範囲が広い部署でして、現在、日々勉強しています。まだまだ不安なことしかありませんが、課員を信じて、また助けてもらいながら一生懸命努めていきたいと思いますので、議員の皆様をはじめ関係者、町民の皆様にはご支援賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） この度の人事異動で税務課長を拝命した戸田太郎と申します。町民の皆様にとって、公平公正な税務行政となるよう努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 町民課長の今西浩一と申します。新任課長で不慣れな部分もありますが、より良い行政運営に貢献できるよう努めますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） この度の人事異動により、生涯学習課長に就任しました味元伸二郎です。安心できる保育の運営や、生涯学習活動の推進を図っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長畦地永生君。

○十和町民生活課長（畦地永生君） 4月の人事異動により十和地域振興局副局長兼町民生活課長を拝命した畦地永生です。

十和町民生活課では、今年度から地域包括支援センター十和支所が設置され、相談窓口も増えております。高齢者に寄り添った対応ができるよう課員と一緒に頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 4月の人事異動により財政班長を拝命しました片岡丈明と申します。年齢は今年で36歳になります。この中で最年少になろうかと思いますが、精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで定期異動による配置換えを行った職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番下元昇君及び10番中屋康君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月9日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） それでは、私から議会運営委員会の報告をします。

去る5月9日月曜日に議会運営委員会を開催し、副町長の出席を求めて議案についての説明等を受け、慎重審議をした結果、会期日程については本日1日と決定しましたので、

よろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日１日であります。

お諮りします。

令和４年第２回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和４年第２回臨時会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第３、所信表明を行います。

町長より所信表明を行いたい旨の申出があります。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議長のお許しをいただきましたので、３期目の初めての議会ということで、その所信を述べたいと思います。

本日ここに令和４年第２回四万十町議会臨時会を招集したところ、議員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、去る４月５日に告示されました四万十町長選挙において、引き続き今後４年間の町政を担当することとなりました。改めて四万十町長としての責任の重さを実感していますが、ここに３期目となります町政運営の所信を述べたいと思います。

平成26年４月からの２期８年を振り返りますと、就任から間もない平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、国や県が策定した戦略を基に、本町においても四万十町人口ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策と地方創生に取り組んでまいりました。その中でも、特に人材育成、子育て・教育・福祉の充実、移住・定住促進については、まちづくりを推進していくために欠かすことのできない施策として、国や県とも歩調を合わせながら職員一丸となって取り組んでまいりました。こうした施策が評価され、平成29年11月には、地方自治法施行70周年記念式典において、地方自治功労者総務大臣表彰を拝受しました。これら施策の推進に当たっては、議員各位を始め、町民の皆様から温かいご指導、ご提言を賜り、深く感謝申し上げます。

これらの施策に取り組んできた結果、公約の大きな柱として位置づけた人材育成では、町営塾「じゅうく。」の開設をはじめ、ビジネスプランコンテストの開催といった起業・創業の推進、地場産業の担い手や地域リーダーの育成を支援する活動なども進めてまいりました。

また、子育て・教育・福祉の充実では、ファミリーサポートセンター、子育て世代包括支援センターの開設や、各種支援制度・教育環境の充実等を図ってきたほか、高齢者福祉分野では、在宅介護の推進と併せて高齢者の自立支援や介護予防等を進めてきたところです。

さらに、移住・定住促進では、四万十川をはじめとする本町の強みを生かした積極的な情報発信や観光振興のほか、ふるさと納税を通じた関係人口の創出、さらには移住・定住へとつなげるための支援制度や住宅施策の充実など、移住・定住対策の取組を積極的に進めてまいりました。その結果、平成26年の就任時と比較すると、移住者や新規就農者は増加傾向にあり、各地域や産業分野の担い手も生まれてまいりました。

こうしたことから、3期目においては、第2次四万十町総合振興計画で掲げる目指すまちの将来像に向け、三つの基本方針をベースに、これまでの好循環の兆しをしっかりと継承・発展させつつ、本町の課題を克服し、さらなる発展と活性化、にぎわいの創出に向け、新たな取組にも着手したいと考えております。具体的には、主に事業承継の推進や農山村地域への若者の定住促進と、災害に備えた“命を守る”対策の推進です。

まず、一点目の事業承継の推進については、これまで進めてまいりました起業・創業支援に加え、人口減少や後継者不足が進む中、新たな課題となっている各分野における事業承継については、親族等による承継だけではなく、移住・定住も見据えた第三者承継も含め、積極的に推進したいと考えており、国や県のサポート体制や助成制度に加え、町独自の仕組みづくりも検討したいと考えております。

続いて、二点目の農山村地域への若者の定住促進では、文化的施設を拠点としたまちなかのにぎわい創出を進める一方で、まちづくりの要となる各集落や周辺地域における担い手の確保と集落機能の維持・活性化に向け、子育て支援や住宅施策を中心に、農山村地域への若者の定住促進を図りたいと考えております。

また、三点目の災害に備えた“命を守る”対策の推進では、災害犠牲者ゼロを目指し、津波浸水区域における避難行動、要支援者の避難対策や土砂災害を防止するための急傾斜地対策を行うなど、町内全域にわたって町民の皆様の命を守る対策を進めてまいります。

そのほかにも、道の駅めぐり窪川周辺に観光客等の一時的な避難場所としての機能を備えつつ、高知自動車道から町内への着地・誘導を図るため、オアシス風観光交流拠点の整備による地域観光の推進を進めるほか、文化的施設を拠点としたコミュニティの醸成と芸術・文化の推進や町なかのにぎわいの創出、さらには自然体験型教育の推進といった取組も進めたいと考えておりますが、具体的な施策等については、次回以降の定例会において順次お示しをしたいと考えております。

なお、施策の推進に当たり、まちづくり基本条例にありますとおり、町民の皆様の参画による議会、行政との協働によるまちづくりを進めていくことが、これまで以上に重要となりますので、引き続き議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、私の所信とします。どうかよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の所信表明を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第４、承認第２号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度四万十町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第２号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第１項の規定により、令和４年３月31日付で専決処分に付した令和３年度四万十町一般会計補正予算（第10号）について、同条第３項の規定によりご報告しますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分に付した令和３年度四万十町一般会計補正予算（第10号）ですが、先の議会、３月定例会でご審議いただいた令和３年度四万十町一般会計補正予算（第９号）の決定後において、県営事業による急傾斜地崩壊対策事業負担金について、年度内の工事完了が見込めないことが判明したほか、ケーブルネットワークシステムの光回線終端装置再構築事業に係る実施計画の見直しなどにより、繰越明許費を追加及び変更したものです。また、併せて、今回が最終の補正予算となることから、一部の事業について、実績見合いにより精査を行っております。

歳出では、２款総務費ですが、四万十町ケーブルネットワークシステムの光回線終端装

置再構築事業、及びインターネットシステム再構築事業において、昨今の新型コロナウイルス感染症禍におけるインターネット需要の急増に伴う通信料の逼迫状態を早急に解消するよう、実施計画の見直しを含めた検討を重ねた結果、計画の見直しに伴い機器構成の変更を行う必要が生じたため、予算の組替えを行っております。また、ふるさと支援寄附金の実績見込みに基づき、ふるさと支援基金積立金を2,000万円減額するとともに、ふるさと納税返礼特産品代600万円をそれぞれ減額しております。

続いて、7款商工費ですが、令和2年度の事業において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として交付した四万十町ネット販売推進協議会補助金について、協議会からの報告に基づき返還を受けたため、国へ返還する費用として48万円を計上しております。また、ネット利活用特産品情報発信・販売事業においては、3月に四万十町ネット販売推進協議会の活動を再開する予定として取り組んでまいりましたが、調整に時間を要し、3月に再開することができなかったため、活動再開後の経費として計上していた補助金583万8,000円を減額したほか、新型コロナウイルス感染症緊急対策費として、影響を受けた事業者を支援する補助金について、1,500万円を実績に基づき減額しております。

歳入では、ケーブルネットワークシステム再構築事業の見直しに伴い、施設等整備基金繰入金を増額する一方、指定管理を行っている四万十公社が機器の保守範囲で負担する予定でした、四万十ケーブルテレビインターネットシステム機器保守費用収入を減額するなど、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ5,100万円の減額補正となり、これにより、累計予算額は歳入歳出それぞれ208億5,100万円となっております。

次に、繰越明許費ですが、先ほどご説明申し上げましたとおり、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金を追加する一方、インターネットシステム再構築事業の減額などにより変更を行う必要が生じたもので、第2表繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○ 8 番（下元昇君） 町長から令和 3 年度の最終の補正予算について何点か説明がありましたけど、その中で一点だけ。

四万十町ネット販売推進協議会の補助金が583万8,000円、今回減額されました。この補助金の返還は、去る 3 月定例会でも800万円ほど減額されておりました。ちょうど私、3 月定例会最終日の予算審議に事情があり欠席しておりましたので、そのときに質疑ができませんでした。今回、最終の補正ですので、この点について執行部のお考えをお伺いします。

ご存じのように、ネット販売推進事業は令和 2 年度にウェブサイト開設ですとか、地元業者からの提案により、令和 2 年度には1,540万円、令和 3 年度には当初予算で1,893万2,000円を計上して事業を行ってまいりました。ところが、4 月10日の四万十の日から事業を展開する中で様々な問題点が生じて、9 月20日過ぎでしたか、この事業が停止されました。その後、執行部からの全員協議会等での説明では、先ほど町長の説明にもありましたけれども、引き続き再開したいという意向があったようではありますけれども、それがもろもろの事情で、事業者等や事務局の確保ができなくて、令和 3 年度中には継続して事業を行うことができなかったという説明でした。本年度当初予算にも1,400万円以上の予算が組まれて、この事業は継続事業として令和 4 年度以降も執行部は取り組んでいきたいという意向です。

令和 4 年度のことはこれからですけれども、令和 3 年度最終の減額補正が出ましたので、先ほど言いましたように、令和 3 年度は当初予算で1,893万2,000円の予算をつけて、その後、売上げ等も200万円前後だったように記憶しているんですけれども、そういった歳入の部分も含めて、最終的に 3 月補正で800万円の減額、そして今回の583万8,000円の減額を含めて、合計で補助金の返還額は幾らになったのか。

数値的なことですけれども、歳入では、補助金が1,813万2,000円と、売上げが200万円ほどあって、そして 9 月までの事業、あるいはその後の今年につながるまでのもろもろの経費を含めて、必要経費も支払ったということで、経費が幾らかかって、補助金が最終的に幾ら返還されたのか、この点について、数字で構いません。歳出の経費とかを見ますと項目が多いので、これだけ必要経費で使ったという、そこら辺りで結構ですので、数字だけでご答弁をいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 数字だけということですが、3 月補正を通して

再開を目指していましたが、3月中に再開できなかったこともあり、今回、減額したということです。

最終的に1,893万2,000円の補助金額から幾らの返還があったのかについては、1,426万円です。最終の事業費は679万1,932円で確定しております。そこから補助事業に係る売上金等の収入を差し引いて、残りの部分467万1,471円について、補助金の支出となったということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 分かりました。トータルで1,400万円ほどの補助金をきちんと返還していただいたということです。この件については、私、昨年9月定例会の一般質問で取り上げて、執行部の考えをただしたわけですが、最終的に、令和3年度はこういった収支であったと。令和4年度以降も、当初予算でも1,400万円以上を計上しておりますが、令和2年度から始まって、準備して、令和3年度で事業開始して、5か月足らずで頓挫した新しい事業です。令和4年度以降も、こういったネット販売の推進事業を行うには、やはりこれまで行ったことをきちんと検証して、令和4年度以降の予算づけをして事業を前に進めていくことが肝要ではないかなと思います。この件については、9月定例会のときにも一般質問で指摘しました。

やはり一番の問題点は、1者だけの見積りでやって、一般的に高額すぎるんじゃないか、どうして相見積もりを取らずにやったのかと、四、五点ほど問題点を指摘しました。そういった令和2年度、3年度の反省点、最終的には町長がこの事業を許可したわけですが、今後の取組のこともありますので、町長として本事業に関する失敗した内容も含めて、お考えがあればお伺いしておきたいです。

また、補助金の審査の中で、副町長が最高責任者でしたので、今後の補助金の出し方。1者だけの見積もりではどうしても金額が大きくなりますので、令和2年度、3年度の事業の反省すべきところ、それを令和4年度以降、ほかの補助事業も含めて、こういった考えで今後取り組んでいくのか、そこ辺りの考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議員からは、この事業については検証すべきところをしっかりと検証すべきでないかといったご指摘と、補助金の在り方でした。最後は令和4年度の町としての考え方になりますけれども、やはり一番大きな我々のできなかったところは、しっかりと

と補助事業者に対する指導ができなかったことです。つまり、今回この事業には30者を超える事業所が参加しております。そういった事業所一つ一つに詳しい制度の内容が説明できなかった、しっかり執行部に指導できなかった副町長にも責任があると感じております。

そういうことを踏まえて、3月29日にはネット販売協議会の総会がありました。私もその場に出席したわけですが、やはり多くの事業者は、この取組については一定評価しておりますし、期待もしておりますので、年度が替わって、にぎわい創出課でそれぞれの事業所にこの制度の周知、中身についても説明してきたところです。

9月定例会だったと思いますけども、ふるさと納税制度は恒久的な制度ではありません。最近でも、返礼品の3割違反で幾つかの自治体が資格を取消されていることもありますので、事業所に複数の売り先を構えておくお手伝いをしていくのが町の責務であるとも考えております。

補助金の在り方については、補助金交付要綱の改正もしなければならないということで、現場には指示もしております。議員からご指摘のありましたように、2者以上の見積もりは必ず徴することということで、新年度、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） こういった新しい事業、非常に難しい面もあるんですけども、先ほど副町長の答弁にもありましたように、この事業は平成二十七、八年頃でしたか、総務省のいわゆる、ふるさと納税制度がいつまで続くか分からないという点があって、事業者の中から今後を見据えたこういった事業をやるべきではないかということで、始まったように記憶しておりますけれども、今の反省を今後には是非生かして、できるところから地道に取り組んでいただきたいと思います。

そういった中で、令和2年度が1,540万円ほどで、最終的に1,400万円ほどの補助金の返還があったけれども、実質500万円以上の経費がそこで使われておりますので、合すると2年間で2,000万円以上、貴重な税金が泡となって消えました。形としてウェブサイトは残ってるんですけども、これもまたやるとすれば、全て新しいのに変えないと使えないといった事例もありますので、やはり公金ですので、最終的にはどこに責任があったのか。そこまでは詳しく問いませんけれども、今後とも、新しい事業が提案された場合に、やはり責任の所在。普通は、民間事業所であれば、2年間で2,000万円を投資したが、頓挫して事業ができなくなったとなれば、大変な責任問題が必ず起きてまいります。

だから、新しい事業をやる場合にも、そういったことも勘案しつつ進めていただきたいんです。この事業は今後とも続いていくんですけれども、立ち上げの初年度と、実働の1年目に5か月で頓挫した事業に2,000万円という公金を使っておりますので、最高責任者として町長からも、町民に対して説明もあってしかるべきかなとは思っているんですけれども、3回目の質問になりますので、町長の所感を聞いて終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） このネット販売は、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税だけではなくて幅広い販売のツールを求めということが令和2年頃からあり、結果として今ご指摘があったとおりです。私も日常的に管理監督ができていなかった点は非常に反省しています。これを一つの契機に、様々な補助事業においても、副町長が申し上げたとおり、精査をしながら進める予定です。

今、改めてこういった製造販売業者を募っておりますが、従来の協議会の中では1回会議はしていただきましたけども、やっぱりもっと広く周知して、皆さん方の総意をもって新たに始めなければ、本来やるべき価値はないと考えています。ですから、その辺も含めて、全体的な管理監督責任は先ほど申し上げたように私にありますし、今ご指摘がありました投資として2,000万円も決して少額ではありません。ただ、この投資をしっかりと有にするためには、もう少し我々も努力して、なるべく早い時期に進めることで信頼回復に努めていきたいと考えております。

本当に、無から有にするのは、私もあちこちで経験しましたが、非常に難しい部分は現場にもありますので、そういった意味からいくと、私の指揮監督がちょっと足らなかったかなと思い、非常に反省もしております。2,000万円という投資を無にせず、今後、事業者から、また消費者から評価いただける取組にしていきたいと思いますので、改めて謝罪を申し上げて、次の成功につながる取組をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、私から一点だけ質問します。

今回、専決処分された何点かのうち、ケーブルネットワークの関係の説明をいただきました。町長の説明で大体の内容等は理解するんですが、ケーブルシステム構築となると専門的な分野になりますので、どんな内容が変更になるのか、今度、繰越明許も新たに更生すると聞きました。年度末の再補正で、このケーブルネットワークシステムの光回線の再

構築の内容について、機種変更をして、新たに光回線終端装置再構築委託料と議案書 8 ページに書いてありますが、見ますと、今までのインターネットシステム再構築で委託した 4,006 万 9,000 円を減額し、新たに光回線の構築をするために 3,542 万 7,000 円を構えてということですね。なので、残りの 464 万 2,000 円の委託料については今回減額と読み取るんですが。

まず、年度末に至って、システム構築がどうして急遽こういう形になったのか、その経緯と、先ほど町長からインターネットの環境が不完全だという説明もありましたが、町民の皆さんには減額、あるいは新たに構築する部分の中身が分からないと思いますので、その辺りを詳しく伺います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） ケーブルテレビにおけるインターネットシステムの再構築に係る変更、専決処分について説明します。

今回のケーブルインターネットシステムの変更については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ 2 年間、特に夜間を中心にインターネットにつながりにくい事象が多発しております。四万十ケーブルテレビのインターネットをご利用されている加入者におかれては、大変ご迷惑をおかけしていることを、この場を借りておわび申し上げます。

もともと令和 3 年度の当初予算において、既存のインターネット機器の再構築と、光回線の終端装置再構築で、これは機器の経年劣化、耐用年数を超えてきたところもあり、更新を計画しておりました。しかし、2 年前の新型コロナウイルス感染症発生以降、在宅によるインターネット利用が急増しており、インターネット需要の伸びが、当初、インターネットシステム環境を整備する中で、想定しておった通信量を大幅に超えてきたところがあります。その状況が、令和 3 年度に顕著になってきたところもあり、通常の機器更新を行う段階において、ケーブルネットワーク、四万十町内のネットワーク環境だけではなくてその上位の回線、町外に出ていく回線を増設しなければ、このインターネットにつながりにくい状況が解消されないので、令和 3 年度途中で機器の再構成と、終端装置の構成そのものを見直すことに着手したところです。

そういった検討を重ねていく中で、どうしても年度内での構築事業の完了が見込めないということで、繰越明許で、3 月定例会でご承認賜ったものです。世界的に新型コロナウイルス感染症の影響と、ウクライナの問題もあり、半導体が不足している状況がありまして、機器を調達するに当たって、早く業者を選定して発注しないと、設計して、そのとお

り構築しようとしても機器が手に入らないと。業者に問合せると、現在、発注しても10か月以上かかると聞きましたので、一日も早く契約をする必要があったということで、3月定例会終了後に早急にプロポーザルも実施して、業者から提案を受け、3月末で今回の専決処分を行った後に即座に契約したということです。

なお、上位回線の増設については、現行で4ギガバイトの接続を行っていますが、将来的にはこれを20ギガバイト、約5倍にまで増設をする計画です。実際に20ギガバイトになるかどうかは、上位回線の通信事業者との交渉によりますので、そこまで行けるかどうか分かりませんが、機能的にはそこまでの環境を今回整えたいと計画しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 企画課長から、十分理解を深められる答弁をいただいたので結構だと思います。

この一点だけの話になりますが、プロポーザルを年度末に計画されて、委託業者も決まったということですが、今回の委託料、新たに3,500万円で、今までと同じ業者でプロポーザルの結果が出ているのかどうか、その辺り。

それともう一点、10か月くらい機器の装備が手に入らんということですが、令和4年度中に解消されていくものなのかどうか、この見通しだけ聞いておきます。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） まず、今回の構築事業に係る事業者ですけれども、これまでの事業者とは全く別の事業者になります。ですが、一部、現行の事業者の下請で入っていたメーカーなども入っていますので、全く別ではありませんが、元請自体は別という形になります。

それから、現行のインターネットにつながりにくい事象の解消の見通しですけれども、おかげさまをもちまして先々月、3月末に提案を受けた事業者で、メーカーが在庫を今持っていましたので、3か月から4か月ぐらいをめでに一旦は、今のつながりにくい事象は解消していきたいと考えておりますし、事業全体については令和4年度中に完了する見通しとなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 四万十町ネット販売推進事業協議会の補助金についてですが、3月定例会でもお聞きしたときには、会期中に請負予定の業者との協議ができないので、会期が終わった後でとお聞きしたと思います。その後、総会を開かれて、協議もされたと思うんですけども、その結果、立ち上げ云々に至らなかったとお察しするんですが、今後、ネット販売を担う業者において、どのようにこれから進んでいくのか、その取組の内容、どうネット販売をやっていくのか、その辺の進捗状況というか方向性をお聞きしたいです。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 3月29日に開催された総会において、役場よりこれまでの実績報告と今後について話をしました。その中で、新たな事務局、役員体制等についてもネット販売協議会で選定しなければ、やはり事業が進まないということもあり、一定提案もしたところですけども、その場ではなかなか決まらなかったと。改めて会議を持つという結果になりましたけども、4月に入りまして、各事業者の個別訪問によって聞き取り調査をしております。4月25日から、34事業者のうちの26事業者を現在回っておりますが、それぞれ個別に訪問をし、今後についての話し合いをしております。

その中で、先ほども一部話に出たかと思いますが、ふるさと納税との関係性を改めて見直し、幅広い声かけをして、再構築の方向も検討はしていかなければならないと思っていますので、早急に再開できる体制に現状ではなっておりませんが、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 3月定例会のときに、会期が終わった後、20日とか27日という感じで、これを請ける体制の者と協議していったら、その結果、そこにやってもらうという内容だったと思うんですけども、結局それも立ち上げもできず、総会においても協議もできずということで、そのような状態で、予算も一応取っているわけなので、どんなスケジュールで進んでいくか、ある一定きっちりとしていないといけないと思うんですが、もう少し、どう進めていくのか具体的にお示ししていただかないと、何か納得できない気がするんですが、いかがですか。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 具体的な進め方ですけども、まず四万十町のふるさと

と納税の代表者会、あるいは総会で、ネット販売について改めて説明して、この件についてはまだ協議会に投げておりませんので決定事項ではありませんけども、その方向で進めたいと話をしております。その後、改めてメンバーを参集し、参加を募り再構築したいと考えております。事業計画等も改めて作成していくと思いますので、再開に時間がかかるかとは思っておりますが、そこに向けて地道に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） それでは、ふるさと納税の代表者会はいつ開催されるのか、その一点だけお願いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 会長の招集によるとなっております、まだ聞き取り調査が途中ですので、会長に直接お話をしておりません。ですので、具体的に、こちらとしては5月末から6月にかけて行いたいとは考えておりますけども、何日とは決定していないところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、一点だけ伺います。繰越明許が今回も追加と変更されています。議案書4ページですが、繰越明許というのは軽々に、年度が終わったから変更するというわけではないわけで、説明資料にもありますが、県営急傾斜地崩壊対策事業の部分の資料を見ると、いわゆる町の負担分300万円余りが年度内に終了しないと、執行部はそういう形で明らかになったでしょうが、どういう形で終了しなかったか、理由を聞きたい。終わらんけん繰越しされたことは分かりますが、どういう理由で町の負担分は繰越しせざるを得なくなったのか。

それと、変更の部分ですね。非常に疑問に思うのは、総務費の例規整備事業77万円から110万円へ変更してますが、例規整備とは、例規集を整備するんでしょうかね。これを繰越しをしなきゃならん理由が私は分かりませんので、その二点について答弁を求めます。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 急傾斜地の崩壊対策事業、県営となっております、急傾斜地の斜面の調査の設計とか地質調査、用地の調査という内容です。所有者との協議等

を進めておると理解しておりますが、明確な理由としては、それが進まなかったのであろうとしか認識していません。

申し訳ありませんが、以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 例規整備事業について、簡単に内容を申しますと、公務員の定年延長に関係しているものでして、この流れでいけば令和13年度からは65歳定年になります。その中で、様々な例規がありますので、それを整備する必要があります、令和3年度、令和4年度と2か年で契約していたものです。

この内容については既に議会からもご承認をいただいておりますけれども、当初の考え方としては、令和3年度に完成した分を一度お支払いして、令和4年度についてまた新たにお支払いするという、2か年で支払のタイミングを考えていたところですが、委託業者から全体が完成してから支払ってほしいということでしたので、それを受けて、令和4年度中には全てが完成しますので、そこでお支払いをするために繰越しの分をご承認いただいて、その額を増加して、最終的には令和4年度中に整理できるという流れです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度四万十町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分に付した四万十町税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところによりご報告申し上げますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例を改正する必要性が生じたものです。

主な改正内容として、固定資産税において、土地に係る固定資産税評価額が急激に増額した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす負担調整措置の仕組みについて、前年度の課税標準額に評価額の5%を加算して課税する現行の割合を、令和4年度のみ商業地等に限って2.5%に引き下げる改正となります。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分に付した四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところによりご報告しますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に基づき、国民健康保険税の基礎課税分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げを行いました。

また、令和2年度から行っている新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者等に対する国民健康保険税の減免について、令和4年度においても継続されることが示されたため、四万十町国民健康保険税条例の改正の必要が生じたものです。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 先ほどの税条例もですが、省令で3月31日に公布されたと、原則としてその翌日4月1日から施行するとなったので、議会を招集するいとまがなかったという提案です。

この「原則として」という読み方なのですが、これをどう見るかをずっと悩みました。普通、地方自治で国が決めたのをそのままやりなさいではないのではないかなと。それぞれの自治体には理由があるだろうから、「原則として」という文言が入ったかなと私は推測したわけですが、なぜ国が「原則として」という形で入れ込んだかという問題です。

専決されると、議会でチェックができない、承認すればええという問題になるわけですが、本来は提案されたものを議会で審議をした上で決定をするのが、議会として在るべき姿だと私は思うわけですが、先ほどの承認第3号もそうです。「原則として」と殊さら言うていますが、その理由は何なのかという点ですね。

それと、改正の趣旨。国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げて歳入の確保に努める。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響があつて収入が下がった被保険者に対して、令和3年度と同様に令和4年度も減免していこうという趣旨です。内容は分かります。さて、どういう改正になるのか。

限度額が、基礎課税分が63万円から65万円、2万円引上げになる。後期高齢者支援金分も19万円から20万円、1万円。トータルで最高限度額が102万円になりますよという承認案件です。その影響について、令和4年度においては、1人世帯で所得が820万円以上の人が3万円上がりますということですね。前年度は、所得が790万円ある人は最高限度額が99万円でしたという内容です。そこで、どういう人が減免の対象者になるのか書かれています。

ただ、収入をどこまで見るかという問題ですね。国保の場合には、収入というのは事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入を合わせて事業収入等と呼ぶということです。これが国保の収入の基本分の課税対象になる収入なのですかと疑問に思います。

ほかには国保課税の収入は入らんのかという点ですが、読んでいくと、②のウ、減少することが見込まれる事業収入等ですので、不動産収入、給与収入も入ると思います。前年の所得の合計額が400万円以下、これは何を指すのかずっと悩んでいます。

（１）の②では、収入はこれだけですと。収入があるということは、所得も普通はあるがですけど、②では「収入」と書いています。②のウでは「所得」と書いています。事業

収入等に係る以外の所得、それは何を意味するのかです。②では収入は事業収入、不動産収入、山林、給与所得ですと。これらを総称して事業収入といいますということですね。しかし、ウではほかにも、それ以外の所得が400万円以下の人は減免の対象になりますという解釈しか、私はできないと、ほかに考えられません。それがずっと分かりません。今私が言った意味を分かっていますか。

そこで、令和3年度に、この減免の対象になった世帯は何世帯あって、令和3年度の最高課税限度額の99万円の方は何世帯おられたのか、お答えいただきたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） まず、専決処分の「原則として」という部分についての質問でしたが、どうしても国の法改正の時期によって専決処分せざるを得ないので、町としては、3月31日付で公布となっていることから、専決処分という形で毎年度、この臨時会で承認をいただいています。具体的な内容については、町に全く影響ない部分は改正に入れないことも一部ではありますが、おおむね法改正に伴った形で条例改正を行っています。

二点目の改正の目的ですが、課税限度額の引上げについては、高齢化の影響で医療給付等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない現状においては、上限を引き上げずに税率の引上げを行った場合、高所得層と比較して中間所得層の負担が重くなってしまうところがあります。一方で、上限を引き上げた場合には、高所得層に多くの負担を求めることにはなりますけれども、中間所得層の負担はほとんど変わりませんので、被保険者全体への影響が少ない課税限度額の引上げを行うのが今回の改正目的となります。

あと、収入をどこまで見るのかですが、減少することが見込まれる所得と、収入という部分が混在しているというご質問でした。3割以上減少する収入となっているところは所得で見ずに、前年の収入で見ることになります。例えば、営業とか農業をやっている方の収入については1,000万円ほどあったとしても、かなり経費がかかってしまってほとんど所得が出ない方もいらっしゃいます。そういったことで、所得ではなく収入で見るのが要件となります。

続けて、減少することが見込まれる所得とは、営業や農業といった事業所得や不動産所得、給与所得など、主たる生計者の収入源となっているこれらの所得のうちに、新型コロナウイルス感染症の影響によって減少することが見込まれる所得を指します。

そして、減少が見込まれる所得以外の所得とは、例えば主たる生計者の収入が農業と給与だった場合に、農業については新型コロナウイルス感染症の影響で収入が3割以上減ってしまったとしても、一方で給与は特に影響はなかったという場合、この給与所得が、減少が見込まれる所得以外の所得となります。そして、この減少が見込まれる所得以外の所得が、400万円以上あれば、農業でたとえ3割以上減少していたとしても、この減免の対象とはならないです。

このように、新型コロナウイルス感染症の減免についてはかなり要件が細かくなっており、分かりづらいですが、以前から国保税の納税通知書に文書も同封しております。また、広報誌やホームページでも周知を行っています。

あと、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の減免の世帯数の実績は15件で、金額としては243万5,700円となっております。

そして、課税限度額に達した世帯については、令和4年度はまだ課税前ですので世帯数は出ておりませんが、令和3年度は51世帯が課税限度額に達しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。理解するところは省きますが、今年度の当初予算の個人の町民税の前年比較を、町長、ご承知ですか。令和3年度と令和4年度、個人の町民税は、町としては1,000万円の増収を見込んでいます。ある面、その数字だけ見れば、本町の税については増収が見込めるという予算内容です。

そうすると、言いたいのは去年でも十分、個人の町民税が増収しますので、国保もそう減る見込みもないのではないかという見方もできるという、私の判断です。担当課長からの説明で、分かんのは、私の理解が悪いのでしょうか、②の中で、収入とは、不動産、山林、給与収入をまとめて事業収入といいますと。そのいずれかがという形ですね。アを見てくださいね。事業収入等のいずれかの減少額。

どうしても分かんのは、担当課長は給与などは大きな変動はないので、400万円を超えたらいけませんと答弁されたのではないかと思うわけですが、私が考えたのは、所得以外とは、例えば相続した、株でもうけた、もろもろあると思うんですね。雑収入になるのかどうか分かりませんが、そういうものは、いわゆる事業収入以外の所得となるのかなという見方なのですが、私は。そうでなければ、わざわざ事業収入等に係る所得以外と書いてますよ。給与収入は事業収入等の中に入っていますよ。それ以外の所得が分かん

で、何を指しているのかなと。国保は、今言うた収入が課税の対象だと。しかし、ウは別にあるのかなという読み方しかできませんので、そこがずっと悩むところですが、そこさえクリアできれば私の質問は終わりです。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 事業収入、農業や営業、不動産とか山林、給与について、こういった収入があるかは人それぞれあります。例えば営業をやっている方が、新型コロナウイルス感染症の関係で前年の3割以上収入が減少した場合は、そのまま減免対象となります。

例えば二つ以上、兼業農家の方など、影響のあった収入とそうでなかった収入があると思います。その影響のなかった収入をウで示していますので、議員おっしゃられた、事業収入や不動産収入、山林や給与収入以外のことを言っているのではないということです。あくまでも影響のあった収入と、それ以外の収入を分けていると。影響のなかった所得が400万円以下であれば、この要件は満たすことになります。

もう一点、町民税について、前年度の予算書の当初予算ベースで比較すると、1,000万円ほど増収見込みとなりますが、こちらについては、少し長くなりますけども、令和3年度の当初予算時は新型コロナウイルス感染症の影響も考慮して、前年度より低く予算計上しておりました。令和4年度の課税が決定して、決算額の見込みを立てますと、見込んでおりました額よりかなり大きく、5億円を超える決算見込みとなっております。

そのため、令和3年度の当初予算においては、令和3年度の決算額をベースにして、さらに、これからもまだ続くであろう新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、令和3年度の決算額の微減という形で予算計上しております。そのため、この予算書上においては増えておりますけど、実際には減収を見込んでいるとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 的確な答弁だと思います。評価します。ただ、私と違うと思うのは②のいずれかの減収額ですね。要するにアとイとウの三つがクリアできんと減免の対象にはなりませんというがですね。収入とはこういうものをいいますとあって、アはそのいずれかが3割以上やったら減免の対象になりますと。その代わり、イはアの所得金額が1,000万円を超えたら駄目ですということですね。もう一つ、ウは、今ア、イの所得、

400万円を下回らんとはいけませんという内容ではないかなと私は読み取ったがですね。

アは収入のどれかが3割を切ったらええと。例えば農業をしていました、令和3年度、大規模にハウス園芸をやりました。しかし、規模を縮小しました。令和3年度は2,000万円あったけども、規模を縮小したので200万円くらいしか収入がありませんでした。当然、それだけで該当には合わんなるわけですね。要するに、売上げだけですので。経費がどうこうじゃなくて、規模だけ縮小すれば減少になりますわね。それでも構わん。しかし、全体の所得は1,000万円を超えてはいけませんよ。

ウが先ほどからずっと疑問の、事業収入等以外の所得が400万円を上回っちゃいけませんという三つ目の条件です。三つ目のウの条件は、ほかに所得はあるがやないかという私の見方ながですよ。相続や株でもうけたものが400万円を超えたらアウトですという意味ながですかという質問ですが、その点、私が間違っていれば、担当課長の的確な答弁を求めて、最後の質問を終わります。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） この資料では書き切れてはいないんですけども、アの部分、事業収入のいずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上であるとなっておりますが、令和3年中の収入額と令和4年中の収入額を比較して判断をすることになります。令和3年中については申告を行っておりますので、収入額も分かりますけども、令和4年中はまだ途中ですので、見込みの収入という形で申告をいただくようになります。令和3年中の収入と令和4年中の収入を比較して、3割以上減っている方については対象となります。まずそこが一点目。

イとウについては、前年のですので、こちらは収入ではなく前年の所得として見ます。新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小してしまったとかという場合、ただ単に規模を縮小しただけではこの減免の該当にはなりませんけども、どうしても新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小せざるを得なくなり、収入が減ってしまった場合にはこの対象になります。

最後、ウについては、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外ですけども、こちらは先ほど議員がおっしゃられたように、株の所得であったり、土地の譲渡所得についても該当するようになります。相続とかは町税には影響しないので、所得としては何も上がってきません。そこは該当しないんですけども、土地の譲渡であるとか、株の所得が出た場合には、400万円以下の判断基準に入れることにはなります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、承認第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第４号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第４号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第４号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

暫時休憩をします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第７、同意第１号副町長の選任についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第１号副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町副町長の任期が令和４年５月12日をもって満了するため、引き続き森武士氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

森武士氏は、昭和53年に旧十和村職員として採用され、以後36年余り行政組織の要職を歴任し、平成26年５月に四万十町副町長として選任され、現在に至っています。

氏は行政職員としての豊かな経験と知識を有しており、信頼される行政運営に果たしてきた功績は高く評価をされていまして、副町長として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号副町長の選任についてを採決します。

森武士君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、森武士君を選任する件は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩をします。

午前11時17分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を

申し上げます。

本議案は、教育委員会委員岡澄子氏が令和4年3月31日をもって辞職したため、その後任として谷口和史氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

谷口氏は旧大正町時代から体育指導委員やスポーツクラブなどの代表も務められています。また、本町の社会教育委員としても生涯学習の普及振興に積極的に関わり、現在まで長きにわたり青少年の健全育成と、生涯スポーツの振興に大きく貢献をされているところです。社会教育全般に関する経験が豊富であり、氏の人柄と識見は、教育委員会委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正、谷口和史君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、谷口和史君の任命について同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第3号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員佐々倉愛氏の任期が令和4年5月12日をもって満了することに伴い、新たな委員として野中裕子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

野中氏は学生時代から陸上競技の経験があり、これまで町内外のマラソン大会をはじめ、各種スポーツ事業への積極的な参加や小学生への陸上指導など、自らスポーツの普及活動に取り組み、スポーツ推進委員としても本町の社会体育の振興に貢献されております。また、現在は4人の子どもの母として、子育てを行いながら保護者会やPTA活動にも積極的に参画され、教育に対する深い関心と熱意、そしてその温厚誠実な人柄は、保護者から選任すべき教育委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第3号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町根々崎、野中裕子君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、野中裕子君の任命について同意する

ことは可決されました。

暫時休憩をします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、同意第4号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第4号固定資産評価員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、固定資産評価員吉岡範満氏の辞職に伴い、その後任として本町税務課長の戸田太郎氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

固定資産評価員は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため市町村に設置されるものでして、その選任については、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て選任することとされております。

現在、本町の固定資産評価員については税務課長の職にある者、または過去に税務課長であった者のうちから選任することとしておりますので、令和4年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長の戸田太郎氏を選任するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第4号固定資産評価員の選任についてを採決します。

四万十町香月が丘、戸田太郎君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、戸田太郎君の任命について同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、同意第5号監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第5号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、監査委員1名の任期が令和4年5月12日をもって満了するため、引き続き田邊幹男氏を任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

田邊幹男氏は昭和52年から18年余り高幡西部清掃組合の業務に従事され、平成8年に旧大正町議会議員に就任されております。以後、町村合併を経て四万十町議会議員としても奉職され、通算14年余りの間、住民の代表として職務を全うし、平成30年5月に監査委員として選任され、現在に至っております。

氏がこれまで培った知識と経験は、監査委員としての職務であります地方自治体の財務に関する事務の執行や、経営事業の管理を監査する上で最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、同意第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第5号監査委員の選任についてを採決します。

四万十町西ノ川、田邊幹男君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、田邊幹男君の任命について同意することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第44号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第44号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年8月10日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告においては、国家公務員に支給される期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げる勧告がなされております。

例年であれば、政府はこの勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案を11月に国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日より前に改正、施行しておりました。しかしながら、令和3年度の給与法の改正は、臨時国会が開かれる12月以降となり、本来12月に行われる予定であった期末手当の引下げについては、令和4年6

月の期末手当で調整することとなっております。このため、本町においても、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律改正に準じ、所要の条例改正を行うものです。

改正の内容としては、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給率を100分の127.5から100分の120に、再任用職員の支給率を100分の72.5から100分の67.5に改定します。加えて、令和3年12月1日の給与の支給基準日に給与法の改正が間に合わず、勧告どおり実施できなかったことから、本年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例に基づき算定した期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の支給額に、再任用職員以外の職員については127.5分の15を、再任用職員については72.5分の10をそれぞれ乗じて得た額を減じた額を支給するものです。

なお、この改定による影響額については、現行支給率を基に比較しますと、年間支給額で約2,050万円、加えて特例措置による調整額で約1,550万円がそれぞれ減額となる見込みです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第44号についてお伺いしますけれども、9日の議会運営委員会では、副町長の出席の下、当然、役場には組合ができています。組合との話し合いがどうであったのかについても、やはり本会議場で町長から提案の中であるかなと思っていましたけれども、ありませんでしたので、組合との話がどういう経過をたどった上で提案をされたのかについてお伺いをしたい。それと、改正内容について、またこだわるわけですが、町長も提案でちょっと口籠りましたけれども、読んだだけでは2番がちょっと分からんがです。

要するに、改正の2は、来月支給する期末手当の額については、改正後の条例に基づいて算定した期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、割合を乗じて得た額を減じた額としますという内容ですが、何か分かったようで分かりません。例えば、こういう計算でこれだけの金額が減になるという具体的な数字を示してほしい。聞くだけでは、私どもは資料をもらえますけれども、資料を見ただけでは具体的にどれだけの金額か。確かに100分の127.5から100分の120に減額になると、100分の7.5が減るのは間違

いないけれども、はっきり言うたら、職員の生活に関わる問題でもあるわけです。

確かに町にとっては、先ほど言いましたように2,500万円減額になるかもしれませんが、職員にとってみれば生活にもろに影響する額になるかもしれません。ただ簡単に「はい、そうですか」は、私はあり得ませんので、組合との話合いと、また町民にも分かりやすく、職員一人当たり大体これくらいの減額になりますとお示しを願いたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からは、組合との交渉経過について説明します。

毎回こうした人事院勧告による条例改正の場合には、組合と事前に交渉をしております。今回は連休の谷間、5月2日月曜日の夕方、組合4役と私と総務課長を交えて協議をしました。

条例改正の背景が、やはり新型コロナウイルス感染症禍により、民間事業所の給与水準も下がったということがありますので、条例改正の背景についてのご説明をして、組合としては、一人当たり5万円前後の減収になりますので、「はい、そうですか」とはなりませんでしたが、先ほど申し上げた条例改正の趣旨についてご説明をしたところ、やむを得ないと一定のご理解をいただいたということで、5月6日に各議員に議案として発送をしたところです。

この後、詳しい第2段のご質問については総務課長からお答えします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） それでは、私から議員がおっしゃられた2番の部分、議案でも附則の2番になっておりますけれども、この部分について簡単にご説明します。

先ほど、提案理由の中にもありましたとおり、人事院勧告を受けた国家公務員法の給与の改正が遅れたということがあり、期末手当については令和3年度に、本来減ずるべき額がそのまま支払いをされております。率としては年間で0.15か月分、令和3年度。それから、令和4年度も0.15か月分となるわけですが、先ほど申したとおり令和3年度は全額支払いをされておりますので、支払いされ過ぎた分について、今回の6月期末手当でその分を減じて調整するものです。

影響としては、遡って減じる部分と、今年6月と12月分で大きくダブルパンチになるところではあるんですが、一般職、正規職員で申しますと、遡り分が、単純に平均す

ると5万円ほどです。それから、今年度分も5万円ほどありますので、合計して10万円ほどの影響があるということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 総務課長が答弁いただいたわけですが、本当は令和3年12月に期末手当を引くべきところを引いていないということですが、職員には関係ありませんね。そういう条例ではありませんのでね。決してもらい過ぎたということではないわけですよ。担当課長、やり過ぎたということではないですよ。当然、職員がもらうべきものをもらったと、それは国がどうこうありませんけども、あるいは法律に基づいて職員も働いているわけですので、何かやり過ぎたのを今度は取り戻すという考えはおかしいと、私は思います。

平均5万円ですが、県下の自治体でも、議会でやっさもっさやりましたね。職員が新型コロナウイルス感染症禍で大変厳しい勤務状態の中で、減らすべきではないのではないのかというやり取りが、県下であったと思います。そういう取り方も私はすべきかなと、ある面では思いますが、組合も了解ではないけども、やむを得ずとなったんだろうという、副町長の答弁を聞いて思うわけですが。先ほども言いましたけども、職員も必死の思いで仕事をしながら、できるだけ残業もない中で頑張っておられると思いますので、議員として、議員は減額もされずに25万円いただいていることに、本当に職員には申し訳ないという思いも私は持っていますので、今後、できるだけ職員の給与を減らさずとも済むような行政運営をしてほしいとしか言いようがありませんが、決して払い過ぎたというのではないことだけは町長、副町長、総務課長、しっかりと肝に銘じておってほしいと申し上げて終わります。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私の答弁の中で、払い過ぎという言葉がありました。少し語弊を与えるものであると思いますので、大変申し訳ないと思っております。ただ、意図としては、人事院勧告に従って、国家公務員法の給与の改正があればという前提の下で、分かりやすくと思い答弁したところですので、ご了承いただきたいと思います。当然、職員の給料が減る、収入が減るということですので、デリケートで繊細な問題だという認識はあります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） お伺いしたいのが、人事院から来た国会や内閣に対する職員の給与改定に関する勧告に対して、こちらがノーと言うことはできないんですか。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 人事院勧告に対して従うべきか従わないべきかという質問だと思うんですけども、基本的には、合理性を加味して従うべきであると思います。従わない場合は、ほかに合理的な基準があるかどうか。人事院勧告は民間企業の給与の状況だとか雇用の状況などを加味して、公務員と民間の格差を是正する問題ですので、基本的な考え方としては、合理性があるということで従うということだと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

起立多数です。反対者、14番村井眞菜君。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、四万十町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

四万十町選挙管理委員は、敷地敬介君、田邊卓君、林久志君、長谷部恵美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を四万十町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました敷地敬介君、田邊卓君、林久志君、長谷部恵美君、以上の方が四万十町選挙管理委員に当選されました。

次に、四万十町選挙管理委員補充員には、樋口寛君、岡本順一君、武市敬助君、芝ゆみ

君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を四万十町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました樋口寛君、岡本順一君、武市敬助君、芝ゆみ君、以上の方が四万十町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてをお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書の件についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されましたお手元に配付しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第2回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員